

## 貸付けの条件変更等の実施状況について

遠軽信用金庫

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条及び第5条に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況を、次のとおり公表いたします。

### 第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表2）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	405	1,548	2,821	3,344	4,372	5,588	6,285	6,510	7,356			
うち、実行に係る貸付債権の額	60	873	2,508	2,753	3,780	4,449	5,105	5,545	6,119			
うち、謝絶に係る貸付債権の額	—	—	19	19	26	114	114	129	283			
うち、審査中の貸付債権の額	344	646	127	194	162	559	285	40	128			
うち、取下げに係る貸付債権の額	—	29	165	377	403	465	780	794	825			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	35	238	410	493	650	858	922	1,022	1,203			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	—	—	—	—	6	76	76	91	91			

注1. 金額は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計であり、申込み時点の債権金額です。

注2. 平成23年12月末現在における「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権」で「うち、謝絶に係る貸付債権の額」のうち、122百万円については、申込み後3か月を経過したみなし謝絶です。

注3. 平成23年12月末現在における「信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額」のうち、84百万円については、申込み後3か月を経過したみなし謝絶です。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	82	112	140	185	233	265	291	337			
うち、実行に係る貸付債権の数	7	54	87	111	151	194	217	244	282			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	—	—	1	1	3	9	9	11	14			
うち、審査中の貸付債権の数	13	25	10	11	12	6	10	5	9			
うち、取下げに係る貸付債権の数	—	3	14	17	19	24	29	31	32			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	6	33	51	63	90	118	132	146	170			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	—	—	—	—	2	7	7	9	9			

注1. 件数は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計であり、申込み時点の債権単位です。

注2. 平成23年12月末現在における「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権」で「うち、謝絶に係る貸付債権の数」のうち、9件については、申込み後3か月を経過したみなし謝絶です。

注3. 平成23年12月末現在における「信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数」のうち、7件については、申込み後3か月を経過したみなし謝絶です。

## 第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	47	128	218	287	345	365	437	479	494			
うち、実行に係る貸付債権の額	6	72	155	226	261	308	360	360	388			
うち、謝絶に係る貸付債権の額	—	—	—	7	21	43	43	63	76			
うち、審査中の貸付債権の額	40	51	50	40	49	—	19	42	5			
うち、取下げに係る貸付債権の額	—	3	13	13	13	13	13	13	24			

注1. 金額は、法施行日（平成21年12月4日）以降上記基準日時点までの累計であり、申込み時点の債権金額です。

注2. 平成23年12月末現在における「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権」で「うち、謝絶に係る貸付債権の額」については、申込み後3か月を経過したみなし謝絶です。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位: 件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	5	16	29	41	48	50	56	61	65			
うち、実行に係る貸付債権の数	2	7	20	30	39	43	48	48	53			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	—	—	—	2	3	4	4	5	7			
うち、審査中の貸付債権の数	3	8	6	6	3	—	1	5	1			
うち、取下げに係る貸付債権の数	—	1	3	3	3	3	3	3	4			

注1. 件数は、法施行日(平成21年12月4日)以降上記基準日時点までの累計であり、申込み時点の債権単位です。

注2. 平成23年12月末現在における「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権」で「うち、謝絶に係る貸付債権の数」については、申込み後3か月を経過したみなし謝絶です。